

注意喚起

電気工作物の設置者
電気工事業者
電気主任技術者等の皆様へ

令和6年11月6日
関東東北産業保安監督部
電力安全課

- ❑ 経験の浅い作業員が充電部を正しく認識せず作業して
- ❑ 経験豊富な作業員が作業中の油断から充電部に接近して
感電死亡・負傷する電気事故が発生しています。



- ✓ 経験の浅い作業員に対し、特に充電部や作業範囲を理解しているか確認。
 - ✓ 経験豊富な作業員は、初心に返り作業手順を見つめ直す。
- 改めて電気事故防止のため、作業環境の整備・見直しをお願いいたします。



電気設備に関わる作業を行う場合は、電気主任技術者等へ事前に連絡！



作業手順を再確認し、予定外作業は禁止！

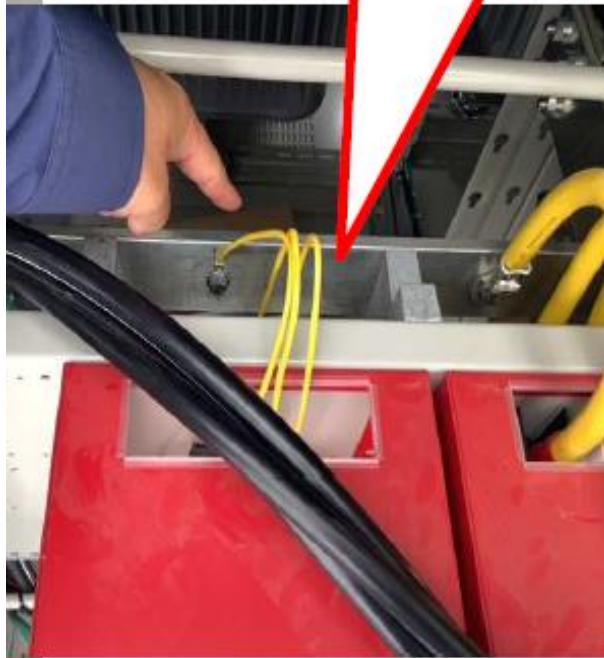


やむなく活線近接作業を行う場合は、保護具等による安全措置を徹底！

感電死亡事故 – 事故事例①

- 電気保安に関する教育を適切に実施！
特に経験の浅い作業員に対し、正しく理解しているか確認！
- やむなく活線近接作業を行う場合は、**適切な安全措置**を徹底！

銅バーに左ひじが接触し
感電した



被災者のステータス

下請会社作業員（経験年数は約1年）

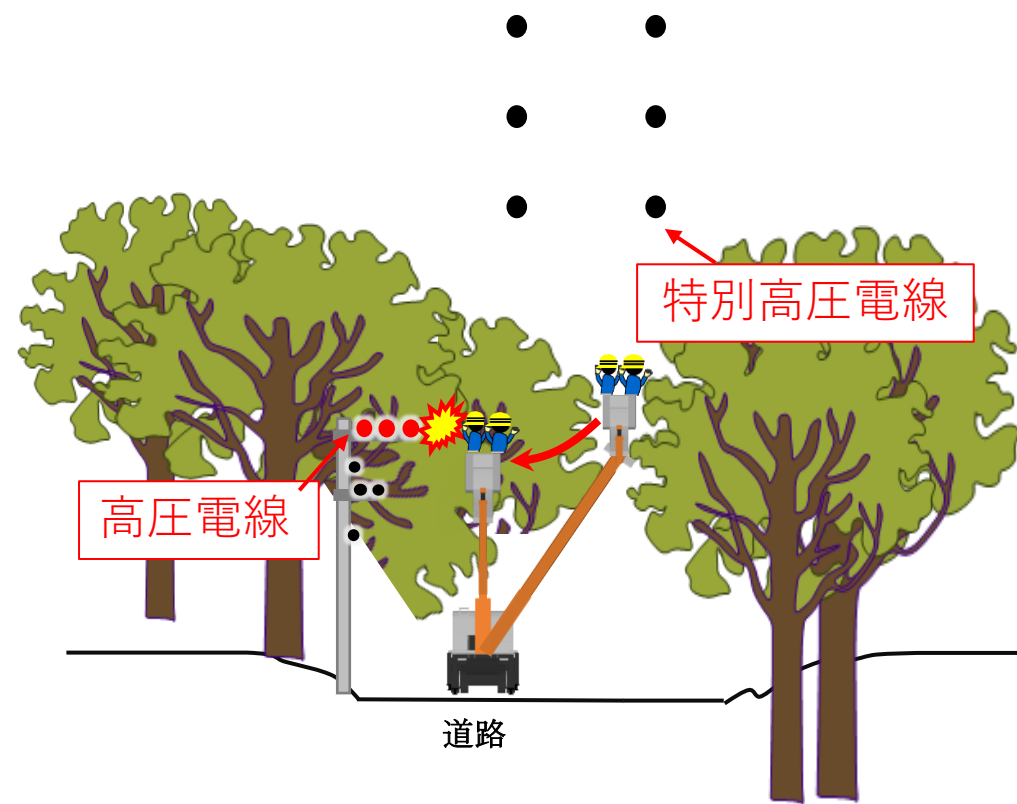
事故状況

被災者は、キュービクル付近でケーブル通線作業をしていたところ、**誤って充電中の銅バーに左ひじが接触し、死亡した。**

被災者の作業範囲は、キュービクル前部までの通線作業のみであった。キュービクル内への結線作業は経験豊富な作業員が行うことになっていたが、少しでも結線作業がしやすくなるようキュービクル前部で整線作業をしていたものと推定される。

感電死亡事故 – 事件事例②

- **慣れた作業**においても、作業手順・環境を整備し見直す！
- やむなく活線近接作業を行う場合は、**適切な安全措置**を徹底！



被災者のステータス

下請会社作業員A（経験年数は約 7 年）

事故状況

被災者（作業員A）は、作業員Bと共に高所作業車を使用し特別高圧電線に近接する樹木の伐採作業をしていたところ、**高圧電線に接近し感電、死亡**した。作業員Bが枝払いを行い、作業員Aがバケット操作と枝の回収していた。回収した枝を地上に降ろすため、作業員Aが**バケットを旋回させた際に高圧電線に接近**したものと推定される。

感電負傷事故 – 事件事例①

- 経験豊富な作業員は、初心に返り作業手順を見つめ直す！
- 慣れた作業においても、作業手順・環境を整備し見直す！



被災者のステータス

電気管理技術者（経験年数は約30年）

事故状況

被災者は、年次点検を行うため停電作業を行っていた。断路機構付き避雷器を操作用フック棒で開放しようとしたところ、固くて操作できなかったため、直接手で操作したところ充電中であったため、感電負傷した。

他の作業場所は無充電状態であったため、当該箇所もすでに無充電であると思い込み、検電も未実施だったことから感電してしまった。